別添1

	御意見の概要	御意見に対する厚生労働省・経済産業省・環境省の考え方
1	認められたエッセンシャルユースについて、明確に申請制度のようなものを用意して対応したほうが良いと思う。どうしても必要なシーンで生活において検討したほうが、人間中心の世界において何を優先するのかよく考えたほうが良いと考える。使わないのは簡単なので、どうしたら使えるのかを人間の知恵を出していくべき	エッセンシャルユースの用途で使用する場合は、使用者は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号。以下「化審法」という。）第26条に基づき主務大臣への事前届出が必要となります。 加えて、環境が汚染されて人健康や動植物の生育に悪影響を及ぼす恐れがないよう使用するときに遵守すべき取扱基準や表示義務などを別途定める予定です。 なお、化審法における第一種特定化学物質は、自然的作用により環境中では容易に分解せず、生物の体内に蓄積しやすく、人又は高次捕食動物に対して長期毒性を有するものであることから、ひとたび環境中に排出されると、環境汚染の進行を管理することが困難となり、人の健康や生活環境動植物に係る被害を生じるおそれがあるものであることから、その製造・輸入について許可制とするとともに、環境汚染を生じるおそれのない一定の用途以外の使用を認めない等の厳格な管理を行うこととしています。 その上で、使用については、他の化学物質に代替が困難で、かつ第一種特定化学物質の使用によって環境の汚染が生じて人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがないとして、政令で定める限定的な用途での使用のみを例外的にエッセンシャルユースとして認めています。
2	3.措置の内容 （2） 政令で定める製品で第一種特定化学物質が使用されているものの輸入の禁止 次の製品で当該化学物質が使用されているものの輸入を禁止する。 輸入を禁止する製品について、「繊維製品」については、 ・撥水撥油加工をした繊維製品 がありますが、合成皮革や天然皮革でできた靴や鞄などの製品については規制の対象外でしょうか。	輸入を禁止する予定の製品に挙げられている「撥水撥油加工をした繊維製品」に皮革製品は含まれません。 なお、輸入禁止製品の詳細については、該当する輸出入統計品目番号（HSコード）を整理し、経済産業省化学物質管理課化学物質安全室HP（下記）に掲載の「（お知らせ）化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に係る化学物質の輸入通関手続等について」において今後公表する予定です。 https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/import.html
3	輸入を禁止する製品のひとつとして、「撥水撥油加工をした繊維製品」が挙げられています。この繊維製品とは生地、衣服、床敷物のことであり、「紙」は含まれないでしょうか？「PFOA又はその塩」の輸入禁止製品としては「耐水性能又は耐油性能を与えるための処理をした紙」がありますが、「PFOA関連物質」については、「紙」は規制対象外になりますか？	輸入を禁止する予定の製品に挙げられている「撥水撥油加工をした繊維製品」に紙は含まれません。 なお、輸入禁止製品の詳細については、該当する輸出入統計品目番号（HSコード）を整理し、経済産業省化学物質管理課化学物質安全室HP（下記）に掲載の「（お知らせ）化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に係る化学物質の輸入通関手続等について」において今後公表する予定です。 https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/import.html
4	PFOA関連物質を意図的に使用しているわけではないが、副生PFOA関連物質が含まれている有機フッ素化合物を泡消火薬剤の原料として使用している場合は、化審法第28条第2項で示される「政令で定める製品で第一種特定化学物質が使用されているもの」に該当せず、技術基準省令は適用しないものとして取り扱うべきである。	化審法第24条の逐条解説にあるとおり、「第一種特定化学物質が使用されているもの」とは、「第一種特定化学物質が意図的に使用され、含まれている製品」を意味しますので、PFOA関連物質を副生成物として非意図的に含有した原料を使用した製品は、化審法第28条第2項で示される「政令で定める製品で第一種特定化学物質が使用されているもの」に該当せず、同項に基づき定められる「主務省令で定める技術上の基準」は適用されません。 なお、政令指定後に製造又は輸入する化学物質にPFOA関連物質が副生成物として微量に含まれる場合は、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について」（平成30 年9月3日付け、薬生発0903 第1号、20180829 製局第2号、環保企発第1808319 号。）及び「副生第一種特定化学物質を含有する化学物質の取扱いについて（お知らせ）」（平成31 年3月29日。厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室、経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室、環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室）に定めたとおり、副生する第一種特定化学物質による環境汚染を通じた人の健康を損なうおそれ等がなく、その含有割合が工業技術的・経済的可能なレベルまで低減していると認められるときに限り、当該副生成物を第一種特定化学物質として取り扱わないこととなりますので、工業技術的・経済的可能なレベルまで低減していると認められない場合は、それを原料として泡消火薬剤等を製造する行為は法律により禁じられることとなります。 〇化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律【逐条解説】 https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/about/laws/laws_exposition.pdf
5	No. 43のペルフルオロー N, N－ビス（ヒドロキシエチル）アルカンアミド（アルカンアミドは炭素数8？18であり、直鎖構造に限る）について、ヒドロキシエチルの部分は－CF2CF2OHか？あるいは－CH2CH2OHか？ 後者だとすると、N, N－ビス（ヒドロキシエチル）ペルフルオロアルカンアミドの名称が適切ではないか？	ヒドロキシエチルの部分は後者の「-CH2CH2OH」になります。 御意見を踏まえ、当該化学物質の政令指定名称については関係省庁であらためて検討させていただきます。
6	PFOA関連物質にCAS No.がないため以下の3物質が該当するか教えてほしい。 ・ペルフルオロヘキサデカン 分子式：C16F34　CAS No：355-49-7 ・1,1,1,2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10-ヘニコサフルオロ-10-ヨードデカン 分子式：C10F21I　CAS No：423-62-1 ・ヘプタデカフルオロ-n-オクチルブロミド 分子式：C8F17Br　CAS No：423-55-2	「1,1,1,2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10-ヘニコサフルオロ-10-ヨードデカン」（CAS No：423-62-1）は、措置の対象となるペルフルオロアルキル（ペルフルオロアルキルは炭素数8～18かつ炭素数18の直鎖構造を有さないものであって、ペンタデカフルオロアルキル基（アルキルは炭素数7に限る）の構造を含むものに限る。）＝ヨージド （№7）に該当します。 「ペルフルオロヘキサデカン」（CAS No：355-49-7）及び「ヘプタデカフルオロ-n-オクチルブロミド」（CAS No.423-55-2）は該当しません。 なお、措置の対象となる化学物質は、POPs条約締約国会議の下に設置された残留性有機汚染物質検討委員会（POPRC）の第13回会合で作成された、PFOA関連物質の具体的な対象物質について各国における規制の参照となるような例示的なリスト（以下「例示的リスト」）に掲載されているものに基づいて作成しておりますので、例示的リストに収載されているCAS番号の物質は措置の対象となる化学物質となります。具体的なCAS番号は、下記の審議会資料に掲載されているものになりますので、御参照ください。 〇令和3年度化学物質審議会第4回安全対策部会　審議後資料1-1 https://www.meti.go.jp/shingikai/kagakubusshitsu/anzen_taisaku/pdf/2021_04_k01_01.pdf P.2　表1．第一種特定化学物質に指定することとなった物質 また、例示的リストから考えられる化審法の第一種特定化学物質の性状に該当する化学物質を漏れなく措置の対象とするため、政令指定名称案は例示的リストよりも広い範囲の化学物質を包含する名称となっておりますので、例示的リストに掲載されていない化学物質やCAS番号であっても、政令指定名称の対象範囲に該当する化学物質は化審法の第一種特定化学物質として扱われます。
7	原則禁止でなく一切禁止にすべき	化審法における第一種特定化学物質は、自然的作用により環境中では容易に分解せず、生物の体内に蓄積しやすく、人又は高次捕食動物に対して長期毒性を有するものであることから、ひとたび環境中に排出されると、環境汚染の進行を管理することが困難となり、人の健康や生活環境動植物に係る被害を生じるおそれがあるものであることから、その製造・輸入について許可制とするとともに、環境汚染を生じるおそれのない一定の用途以外の使用を認めない等の厳格な管理を行っています。 その上で、他の化学物質に代替が困難で、かつ第一種特定化学物質の使用によって環境の汚染が生じて人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがないとして、政令で定める限定的な用途での使用のみを例外的にエッセンシャルユースとして認めています。 さらに、認められた用途についても自由に第一種特定化学物質の使用が可能というわけではなく、化審法第26条に基づき主務大臣への事前届出の手続きを求めており、加えて、環境が汚染されて人健康や動植物の生育に悪影響を及ぼす恐れがないよう使用するときに遵守すべき取扱基準や表示義務などを別途定める予定にしており、できる限り第一種特定化学物質の使用を削減することとしています。